

薬第683-4号  
令和7年11月12日

さいたま市保健衛生局長  
川越市保健所長  
越谷市保健所長  
川口市保健部長

} 様

埼玉県保健医療部長  
(公印省略)

一般用医薬品としての緊急避妊薬の販売に係る医療機関との  
包括連携方法の周知について(通知)

保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和7年10月28日付け医薬総発1028第1号、医薬薬審発1008第1号で厚生労働省  
医薬局総務課長等から「緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における近隣の  
産婦人科医等との連携体制の構築について」が通知されたところです。

今般、上記通知をうけ、一般社団法人埼玉県薬剤師会会长から下記のとおり周知依頼  
がありましたのでお知らせします。

なお、本通知は、薬務課ホームページ(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0707/hanbai/r040401~.html>)に掲載しておりますので、貴所管内関係事業者に周知くださるようお  
願いします。

記

- 一般用医薬品としての緊急避妊薬の販売に係る医療機関との包括連携方法の周知について(令和7年11月10日付け埼薬第221号)

なお、本通知に関するお問い合わせは、「一般社団法人埼玉県薬剤師会 業務課(048-827-0060)」にお願いします。

担当 薬務課販売指導担当  
電話 048-830-3622



埼 薬 第 2 2 1 号  
令和 7 年 11 月 10 日

埼玉県保健医療部  
薬務課長 芝 和俊 様

一般社団法人埼玉県薬剤師会  
会長 斎藤祐次  
(公印省略)

一般用医薬品としての緊急避妊薬の販売に係る医療機関との包括連携方法の周知について（依頼）

日頃から本会活動に御理解御協力賜り、お礼申し上げます。

さて、緊急避妊薬が一般用医薬品として販売承認され、今年度末には販売される見込みとなりました。今般、厚生労働省から緊急避妊薬を販売する薬局及び店舗販売業（以下、「薬局等」という。）には、e-ラーニングの受講と近隣の産婦人科医等との連携等が求められており、連携方法として薬剤師会と医師会が個々に作成したリストを交換することによって包括的に連携する方法と薬局が医療機関と個別に連携し書類を作成する方法が示されました。

そこで、本会では、一般社団法人埼玉県医師会に包括的な連携体制の構築について協力を依頼するとともに、本会が取りまとめた薬局等のリストをパスワードにより閲覧できるよう本会ホームページに掲載することとしました。

つきましては、県内の薬局等には本会非会員が多くいることから円滑な包括的連携リストの作成のため、貴職より県内の薬局等に下記事項を周知くださるようお願いします。

記

1 包括連携を希望する薬局・店舗販売業は、県薬剤師会が作成した Google フォーム（<https://forms.gle/7MePzq7kXGE52jrv9>）に店舗ごとに名簿の登録をしてください。



2 第1回目の登録期限を11月末とします。県薬剤師会は、名簿を作成し12月10日から12月18日まで名簿を県薬剤師会ホームページにアップしますので、入力をした各店舗は、12月10日までに送付したパスワードを用いてホームページで確認してください。このパス



ワードを送付したメールをもって県薬剤師会から薬局等リスト掲載完了の通知とします。

3　名簿の正式な県薬剤師会ホームページへの掲載は、緊急避妊薬を販売する期日の1週間前を目途とします。薬局等リスト及び医療機関リストの県薬剤師会ホームページへの掲載により、リストの共有が図られ連携体制が構築されたことになります。なお、医療機関リストの掲載方法については一般社団法人埼玉県医師会と協議をしていますので変更の可能性がありますが、その結果につきましては、県薬剤師会ホームページで御連絡します。

具体的な連携として緊急避妊薬を販売する際、①需要者が薬局等に緊急避妊薬を求めたが、薬剤師が販売不可と判断した場合、②販売可であっても医師による診察が必要と薬剤師が判断した場合、③服用から3週間後に受診する先がない場合、などのケースにおいては、需要者を薬剤師から産婦人科医へ適切に紹介する必要があります。また、服用後の予期せぬ妊娠成立時に中絶の機会を逸さない対応が必要であるほか、性暴力への対応の観点、さらに需要者からの聞き取り中に判断に迷った場合等の相談等の必要性からも産婦人科医との連携を図ってください。

4　12月1日以降の新規登録、変更登録は、埼玉県薬剤師会のホームページにより、随時行えるようにします。ただし、第2回目以降の名簿登録は毎月20日締め、翌月1日アップします。（1日が土日休日年末年始ほか県薬剤師会休業日の場合は、翌営業日とします。）12月以降、正式に県薬剤師会ホームページに掲載する間の新規、更新の名簿の登録内容の確認については、翌月の10日から1週間とすることとしますが、詳細は県薬剤師会ホームページで御確認ください。

5　薬局等リストの作成に当たり、会員非会員を問わず薬局等1店舗につき初回掲載料1,000円（税別）、変更登録料1回につき2,000円（税別）とし、年度末に徴収します。

6　県薬剤師会と県医師会の包括的な連携ではなく、薬局等が医療機関と個別に連携をする場合は、令和7年10月28日付け医薬総発1028第1号、医薬薬審発1028第1号厚生労働省医薬局総務課長、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長連名文書「緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について」に連携構築に係る文書が参考様式別添として示されていますので、当該文書により対応してください。